介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

令和3年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 下記サービス種目において令和3年度の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を 算定しています。

【算定区分】

介護保険サービス:介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

障害福祉サービス:福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

【サービス種目】

介護保険サービス:訪問介護・介護予防型訪問サービス・(介護予防)特定施設入居者生活介護

障害福祉サービス:居宅介護・重度訪問介護

【賃金改善の具体的な取り組み】

≪介護職員処遇改善加算≫

- ①常勤の介護職員時給当り平均100円アップ及び勤続手当、諸手当を対象者へ支給する。
- ②非常勤の介護職員時給当り平均100円アップし支給する。
- ③その他夜勤業務に携わる職員に対して、1回当り夜勤手当1000円支給及び早出業務手当として 1回100円支給する。
- ④残り加算算定額は一時金として対象職員に対し、7月と12月と3月に分けて按分支給する。

≪介護職員等特定処遇改善加算≫

- ①経験・技能のある介護職員は、介護福祉士の資格を有するとともに所属する法人等における 勤続5年以上のものに対し、月額平均20,600円特定処遇手当として支給。
- ②その他介護職員は、月額平均10,100円特別処遇手当として支給。
- ③その他の職種は、看護師等対象に月額平均4,000円特別処遇手当として支給。
- ④残り加算算定額は 令和4年3月分で特定一時金として支給。

【キャリアパス要件】

(キャリアパス要件 [)

- イ:介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- 口:イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ:イ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

(キャリアパス要件Ⅱ)

- イ:介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を 策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
- 口:イについて、全ての介護職員に周知している。

(キャリアパス要件Ⅲ)

- イ:介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を 判定する仕組みを設けている。
- 口:イについて、全ての介護職員に周知している。

【職場環境等要件】

(資質の向上)

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

(労働環境・処遇の改善)

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた 勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

(その他)

- 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- 非正規職員から正規職員への転換